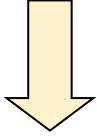


山形市空き家バンクを利用し、空き家の購入・賃借を希望する方へ

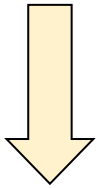
◆「山形市空き家バンク」の利用、契約等の手順

①登録物件の閲覧・検討



- 登録物件の概要や間取り図、写真、担当する協力事業者の名称及び連絡先等を山形市の空き家バンクホームページで公開します。

②登録物件の現地見学



- 登録物件の現地の見学を希望する場合は、ホームページに記載された担当協力事業者へ直接ご連絡してください。
協力事業者と利用希望者間で日程調整をし、現地の見学を行います。

③登録物件の交渉・契約

- 交渉後、登録物件の売買、賃貸等するときは、協力事業者の仲介により、物件登録者と交渉・契約を締結してください。
協力事業者はその結果を山形市へ報告します。
- 山形市は、登録物件の売買、賃貸借等に関する交渉及び契約の締結については、直接関与しません。

空き家バンク利用希望者へ

注意事項

- 物件の契約（売買・賃貸借）を締結する際は、宅建業者（協力事業者）に対し宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- 次の方は、空き家バンクの利用はできません。
 - 暴力団等反社会的勢力と認められる者
 - 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
 - その他空き家を利用させることが不相当であると認める者